

社会福祉法人諫早市社会福祉協議会役員等で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人諫早市社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第2条に規定する事業を遂行するため、本会に置かれる非常勤の役員、評議員及び委員会等の委員等(以下「役員等」という。)の報酬及び費用弁償の額等に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 役員等の報酬は、次のとおりとする。

区 分	支給区分	報 酬 の 額
会長	月 額	1 2 5 , 0 0 0 円
理事	日 額	4 , 8 0 0 円
監事	日 額	1 1 , 0 0 0 円
ふれあい福祉相談員	日 額	4 , 8 0 0 円
上記以外の委員等	会長が別に定める額	

(報酬の支給基準)

第3条 月額で定める報酬は、その職に就いた日から支給し、離職したときはその日まで、死亡したときはその月まで支給する。

2 日額で定める報酬は、職務に従事した際に支給する。ただし、これにより難いときは、必要に応じまとめて支給することができる。

(費用弁償)

第4条 役員等が本会の事業の遂行のため、職務として旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、社会福祉法人諫早市社会福祉協議会旅費規程(平成18年4月1日制定。以下「旅費規程」という。)に定めるところによる。

3 役員等が理事会、評議員会、各種委員会等の会議に出席した場合は、費用弁償として日額3,000円を支給し、報酬は支給し

ない。

- 4 本会が主催する研修等に役員等が参加した場合は、費用弁償として旅費規程に定める日当に相当する額（以下「日当」という。）を支給し、報酬は支給しない。
- 5 前項の支給額は、研修等が1日行われる場合は1日日当を、半日の場合は半日当とする。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。